

[最優秀賞]

被告人に寄り添う情状弁護

谷口太規 埼玉弁護士会・58期

155円の万引で起訴？

「コンビニエンスストアで155円のクッキーを窃取したものである」、ふとそんな公訴事実が目にとまった。

弁護士登録をして2カ月、刑事弁護がやりたくてしかたなかった私は、わくわくしながら国選の委嘱状を持って弁護士会館で起訴状の束に目を通していった。できるだけ重そうでやりがいのありそうな事件をやりたかった。否認事件ならなおいい。なにせ刑事弁護デビューだ。

しかし、何か引がかかった。なんでだろう。なんで155円で起訴なんかされたんだろうか。被告人は中国名だった。「不法外国人には厳罰をもって処すべきだ」。どこかの知事の下品な声が頭の中で響いた。気がついたら私は、その起訴状をもって配点係の人に声をかけていた。

ところが。謄写した記録を見て、あっさりと謎は解けた。2年前に万引をして3年間の執行猶予判決を受けていた。つまり執行猶予期間中の同種犯行。起訴されるのも無理はないか……。ちょっと脱力したような気持ちがしたが、とりあえず在宅であった被告人を呼んで話を聞くことにした。

2度目の万引のわけ

事務所にやって来た被告人は、おどおどとした感じの中年女性だった。すいません、すいませんと頭を下げながら話すそのようすは、「不法外国人」という言葉の響きからも、また執行猶予期間中にもかかわらずあえて犯行を犯すような図々しさからも、ずいぶんとかけ離れた印象を受けた。話を聞くとこうだった。

約10年前、彼女、李(仮名)は生まれ育った上海で知り合った日本人男性小西氏(仮名)と結婚し、来日した。ほどなくして2人の間には長女直美(仮名)

が生まれたが、元来彼女との結婚に反対していた小西氏の両親との関係や、小西氏の借金が原因となり、2人は離婚。彼女は直美を連れて上京した。母子アパートに住みスナックの仕事などをしたが、お酒が飲めないことやおとなしい性格が原因となってクビになってしまう。一度は生活保護を受給するが、ケースワーカーに、一切の無駄遣いをするな、100円のアイスも買うなと叱責され、自らやめてしまう。月に6万円の母子手当だけで親子2人暮らしていくことはできず、日本で生活の基盤ができた呼び寄せるからと、やむなく娘だけを上海に住む母親のもとに預けた。しかし片言の日本語の被告人にとって日本での生活は楽ではなく、生活状況は一向に改まらない。久しぶりに中国に帰国しようとする直前、彼女は万引で逮捕された。中国の娘の幼稚園の先生に日本の化粧品をお土産に持って行きたいが買えない。気がついたらドラッグストアで化粧品をカバンに入れていた。

結果は懲役1年半執行猶予3年だった。国選弁護人はそれなりに一生懸命やってくれたが、彼女の生活の状況が何か変わったわけではなかった。裁縫の内職の仕事を始めたが、不器用さもあり月にもらえる給料はせいぜい3万円程度。先の見えない生活は変わらなかった。折しも2005年は小泉首相の靖国参拝などの影響で中国で日本バッシングが起り、とりわけ上海では日本人に対する嫌がらせが続いていた。彼女が直美に電話をすると、直美は学校に行きたくないと言った。中国語しか話せない直美であったが、日本名であるがゆえにいじめに遭っていた。自分のせいで娘が辛い目に遭っている、しかし呼び寄せたくても呼び寄せられる状況ではない、そんなストレスが彼女の心を蝕んだ。ある日、彼女はコンビニに電話料金を支払いに行き、レジでお金を払った後、ふらふらとお菓子の棚からクッキーをとり、カバンに入れていた。現場を見ていた副店長に出口のところ

で取り押さえられた。ハッと我に返り、土下座して謝ったが、許してもらえなかった。

ときどき目尻を拭いながら片言の日本語で話す彼女からは、ひっそりと社会の片隅でうつむいて暮らしてきた人間のどうしようもない疲弊が感じられた。実刑となったら執行猶予期間の必要的取消しを合わせて懲役2年近く。さらに強制退去事由に該当し、なんとか頑張ってやってこようとしてきた日本での暮らしも失うことになるだろう。直美からも再び母親と会う希望を奪い、中国でのつらい生活を続けさせることになるだろう。彼女の更生に必要なものは刑務所でなく、安定した生活と明日への希望だと私は感じた。再度の執行猶予のために、できるかぎりの活動をしようと誓った。

同期の検察官の笑い声

被告人との打合せが終わってしばらく経った夜、珍しい知合いから電話があった。ともに3カ月前に研修所を卒業し、検察官となり東京地検の公判部に所属している同期だった。

「谷口君、今、李の事件、国選でやっているんだって？」

たまたま担当した事件の弁護人が私なのを知って電話をしてきたのだろう。「そうだよ。あんな被害額が少ない事件を起訴することないじゃないか。せめて彼女は再度の執行猶予にすべきだろ」。そう答えた私に対して、受話器の向こうで何人かの笑い声がする。どうやら私の知合いで検察官になった他の同期も、同じ部に配属になったらしい。「ちょっと待って。今、鈴木(仮名)に変わるから」。電話に出た鈴木は「谷口君も一緒に李の刑務所における更生でも考えましょうよ」、そう言った。向こうで笑い声がさらに大きくなった。

私はとても笑えなかった。同期の気安さで、ちょっとした悪ふざけのつもりで電話してきたのだろう。そこに深い悪意があるわけではないことはわかる。しかし、私たちが今日前にしているのは刑事事件だった。1人の人間の——それがこれまでどんなにないがしろにされてきたものだろうと——それでも1人の人間の尊厳がかけられた出来事のはずだった。私は、たった3カ月の間に立場の違いが同期の間を隔てた

溝の深さに驚いた。しかしそれと同時に、私はその溝を跳び越えて伝えなくてはならないと思った。ともに泣くだけではなく、私が被告人の話聞いた時に感じた思いを、刑事裁判という場で、裁判官や検察官に伝え動かさなくては刑事弁護人のいる意味がない。

刑事司法においては、「執行猶予中」「外国人」といった機械的に抽出された要素によって手続が処理されていくことが多い。155円という微罪の起訴について公訴権濫用論を主張するか検討するなかで調べたところ、中国人窃盗犯の起訴率は日本人のそれよりも約3倍のものぼっていた(迷ったが主張しても通るまいと考え、結果的には公判で主張はしなかったが、今考えると積み重ねが実務を変える可能性にかけて主張すべきであった。誰も言わなければいつまでも変わらないのだから)。しかし、中国人による犯罪が日本人のそれよりも悪質であるとは、統計上どこにも証明されていない。われわれが扱うのは、「要素」ではなく、まったく固有の存在である被告人の、固有の人生の分岐点に表出した事象である。私は弁護人として、「執行猶予中」「中国人」といった要素の向こうに霞んでしまっている被告人の人生のかけがえのなさを、裁判官・検察官に提示する必要があった。

示談、生活保護申請

私はまず被害店舗に赴き、店長に被告人からの謝罪の言葉を伝えた。その翌日には再度被告人を同行して謝罪し、被告人が出せる精いっぱい2000円を被害弁償として支払い、示談を成立させた。ポロポロと涙をこぼす被告人を前に、店長は寛大な処分を望むという上申書を書いてくれた。

また、被告人の生活を安定させるため、被告人が居住している区役所の生活福祉課に同行し、生活保護申請を行った。生活保護の窓口の女性はおもむろに以前の記録を取り出し、「働くと言って自分から受給を断っている、何か事情が変わったというのか」と高飛車な口調で聞いてくる。被告人が「100円のアイスもダメだと言ったから」と消え入りそうな声で呟くと、窓口の女性は突然大声で「そんなこと言うはずない。もし言ったというなら証拠を出しなさい」と怒鳴りだした。噂には聞いていたが、ここまで感じが悪いとは。気が弱く日本語で言い返すこともままならない被

告人が、生活が苦しくても受給を断念してしまった理由もわかったような気がした。私は弁護士になり立て、もちろん生活保護申請の同行も初めてであったが、聞きかじった知識で「申請主義のはずだ」等々粘って、なんとか申請を受付させた。生活保護の受給が決まったことで、なんとか最低限度の生活は維持できる。

情状証人探し

他方で、私は被告人のために法廷に立つてくれる情状証人探しを始めた。日本に縁もなく中国からやって来た被告人に知合いはほとんどいなかった。唯一考えられるのは、8年前に別れた元夫、小西氏だった。元夫と別れた原因は夫の両親と借金であり、喧嘩別れたわけではない。今でもときどき電話をしているらしい。もしかしたら脈があるかもしれない。

しかし、そう簡単には進まない。電話に出た小西氏は被告人の現在の状況に驚き、ショックを受けたようだったが、話が裁判のことになる口籠もった。今は両親の介護で大変だ、援助したいのはやまやまだが自分も全然お金がない、と裁判に来て支援・監督を誓うことには難色を示した。電話を切ろうとする小西氏に対し、私はこの人を逃したら他にはいない、と連絡先だけでも教えてくれと住所を聞き出した。

その後、私は小西氏に会ってほしいと手紙を書いた。そして何度か電話のやりとりの後、なんとかアポイントメントをとり、大阪に出向いた。弁護士になってから数カ月、金はなかったが、時間はあった。新幹線で大阪に向かいながら、被告人から聞いた被告人のこれまでの人生をもう一度思い起こしていた。

待合せの場所のベンチに座っていた小西氏は、白い杖を持っていた。視覚障がいがあるとのことだった。両親や親戚の根強い反対や、詐欺被害で作った借金のために追われ別れざるをえなかったこと、今は工場の安月給でなんとかしのいでいるものの、両親の介護もあり決して楽な暮らしではないということだった。ここにもひっそりと社会の片隅で生きている人がいた。しかし、被告人を支えられるのはこの人しかないのも事実だった。私が被告人がなぜ犯罪を犯してしまったのか、今置かれている状況、娘のこと、ひとつひとつを丁寧に話した。小西さんは、小さく頷い

ていた。そして最後に「わかりました。一度東京に会いに行きます」、そう言ってくれた。

悪意に満ちた検察官立証、 追隨する裁判所

第1回公判期日が近づいたある日、事務所に検察官から追加請求証拠のファクスが送られてきた。前回の裁判における被告人調書のほか、被告人質問テープ、弁号証として出された示談書や反省文、さらには「被告人が以前から怪しい動きをしていたのでマークしていた。捕まえた時は確かに土下座をしたが、嘘泣きをしているようだった」という悪意に満ちたコンビニの副店長の電話聴取書だった。こちらは公訴事実はずわ、当初請求予定とされていた書証についてはすべて同意する旨を伝えていた。155円の万引の自白事件のためにここまでやるのか、そうまでして再度の執行猶予にしたいくないのか、そう思うと怒りで手が震えた。

第1回公判においては公訴事実を認めたとうえで、追加請求証拠についてはすべて必要性や関連性がないとして不同意意見を述べた。しかし裁判所は、直ちに前刑におけるすべての被告人調書について提示命令を発し、示談書や反省文を物として採用した。また被告人質問テープも採用し、次回法廷での再生を命じた。検察官は副店長の証人尋問を請求し、弁護人の異議意見にもかかわらず裁判所はこれも採用した。前刑における被告人調書に関しては、二重の危険に反し採用するのは不当である旨の意見書を提出したが、次回期日において検察官自ら撤回した調書を除いてすべて採用された。

第2回公判は、被告人質問テープの再生であった。ガランとした法廷に、被告人が「もう二度としません」と言っている声が響いた。テープから聞こえる嗚咽と、実際の法廷での被告人との嗚咽、2つの泣き声の重なり合いが、同じ、反省のなさを表すものだと言った検察官は言いたかったのだろう。私には2倍に悲しく聞こえた。

第3回公判期日。被告人を捕まえた副店長が証人として出廷した。そして検察官の主尋問で、電話聴取書のとおり悪意に満ちた証言で被告人を糾弾した。副店長は証言の途中で、後ろに座ってうつむい

て泣いている被告人を、いく度となく振り返っては睨みつけた。涙をこぼしている被告人に対して、「捕まった時も嘔泣きしていましたが、今も演技しているのかなと思います」、「実刑にしてほしい」と証言した。30歳過ぎの年齢であったが、明らかな外国人嫌いがうかがわれる証人であった。

私は尋問前に何度も開示調書を読み込み、前もって店舗に行き、その構造を頭に叩き込み、シミュレーションを繰り返してしていた。前日は事務所の相談室にこもって、声を出して予行演習をした。弁護士になって初めての尋問であった。目に見えて足が震えていて自分でも笑ってしまった。

シミュレーションどおり、客観的証拠と主尋問における証言には明らかに食い違う部分があった。そこを突くと、副店長は言葉に詰まった。「捜査機関に話したことと、今日話していることはずいぶん違いますね」と私の質問に、副店長は「そうですね」と認めた。また、店長が示談書や上申書を作成している事実を突きつけると、副店長は「自分は聞いていない」と慌てた。反対尋問は効を奏した、かに見えた。しかしだ。反対尋問時間30分の後、裁判所による補充尋問が30分近く延々と続いた。そのほぼすべてが、被告人にとって不利な方向に誘導する尋問であった。「あなたが見ていなかったとしても、あなたが目を離れた際に被告人がやったという可能性もありますね？」ひどかった。裁判所の質問にも何度か異議を出したが、却下された。もう結論を決めているようであった。むなしい気持ちに襲われた。

この後、副店長は、上申書を作成した店長に働きかけたのだろう。検察官は電話聴取で上申書を撤回する供述を店長から得て、追加書証として請求した。被告人の更生への意欲の前に何重もの悪意が立ちはだかっていた。

娘がくれた力

しかし、裁判所や検察官がどうであれ、最後まであきらめるわけにはいかない。私は考えられる情状弁護活動をすべてやろうと思っていた。再度被害店舗へ赴き、店長から先の電話聴取書内容が真意ではない旨の聞き取りを行い、報告書として提出した。

また私は、さんざん迷った末、被告人にひとつ提

案をした。娘を日本に呼び戻さないか、というものだった。それを聞いた被告人の顔は一瞬ぱつと明るくなったが、すぐに暗い顔に戻った。被告人が悩んでいる理由はよくわかった。

最愛の娘、直美と暮らせないことが被告人を万引にはしらせた根本原因だったし、直美との暮らしが実現することは被告人にとってなによりの喜びだ。生活保護を受給しており、娘との生活も経済的には可能だ。しかし被告人は実刑になる可能性も高い。もし被告人が実刑になってしまった場合、再び直美を中国に送り返さなくてはならなくなってしまう。母親との生活、日本での生活に慣れた小学生の子どもにとって、再び中国に帰ることは心にさらなる深い傷を与えることになるだろう。また、日本語を解さない直美が日本の小学校に適應できるか、そのことも心配だった。私と被告人は何度も話し合った。そのたびに結論は揺れ動いた。しかし、迷いは残ったが、最終的に私たちは直美を呼び戻すことにした。被告人の犯罪の原因となった要素をなくし、また被告人の実刑を防ぐために可能なことはすべて行うことが、娘にとってもよい結論となると考えたからだ。

娘が来て初めての小学校への登校日。私も被告人も、日本語をほとんど話せない直美が大丈夫かとても心配していた。「大丈夫だったよ！友だちがもうできたって」。その日の夕方、被告人からこれまで聞いたことのない明るい声で電話があった。私たちの心配をよそに、子ども同士すぐに仲よくなって、楽しそうに帰ってきたとのことであった。ほっとした。そしてとても嬉しかった。

娘が来てから、被告人は大きく変わった。少しでも給料をもらえるように夜遅くまで必死で内職の仕事をしていた。頼りなかった表情に意志の力が宿ったように思えた。被告人は娘との生活の中で、毎日を生懸命生きていた。

第4回公判の迫った週末に、小西氏は約束どおり夜行バスで東京にやってきた。それぞれが人生のカーブを何度も回って、久しぶりの家族再会だった。3人は、春が近づきうらかな陽気の休日と一緒に過ごし、夕方事務所に来た。小西氏は穏やかな笑顔で公判期日に出ることを約束してくれた。

第4回公判期日。小西氏は、近くに一緒に住んでサポートしていきたいと述べた。「そういう気持ちがあ

るのであれば、刑務所から出てきた後もサポートしてくれるということですね」と意地の悪い質問をする裁判官に向かって、小西氏はほとんど見えないであろう目をまっすぐに向けて、「できればそうならないでほしいという思いで今日来たのです」と答えた。

続いての被告人質問。被告人は途中まで日本語で丁寧に質問に答えていたが、質問が娘のことにさしかかると、泣きながら、突然右腕を高く掲げた。その手首には、一見して手作りと思われる稚拙な作りのブレスレットがはめられていた。「これ今朝、娘くれた。今日、中国の母の日。娘、日本語できないのにほんと毎日頑張ってる。私も頑張りたい。これからどんなつらいことあっても頑張る」。その叫んだ言葉は、とてもリアルで、「ほんとうの」言葉であると私は感じた。

第5回公判期日、弁論。155円の万引1件、しかも自白事件であったが、私は徹夜で1万字に及ぶ弁論を書いた。どうすれば彼女の気持ちを伝えられるか、何度も推敲を重ねた。情状を書き連ねた後、最後にこう書いた。「被告人が収監されれば、被告人は住居も、仕事も、福祉も、在留資格も、そして娘との生活も失うことになる。何年後かに前科を背負って、独り刑務所から出てきた時、被告人には何が残されているというのだろうか。何ができるというのだろうか。万引は窃盗犯であっても、精神的なものを反映していることが多い。本件のように被害金額が些少である場合は、ますますその傾向が強い。この裁判期間中被告人と向き合ってきた弁護人は断言できる。被告人が再び犯罪を犯さないために必要なものは、刑務所ではなく、今被告人がようやく出発点にたった更生への道を歩んでいかせることである」。

判決、そしてその後

判決までの日は祈るような気持ちで過ごした。まだやれることがあったのではないかと、寝る前にいつもそんなことを考えて悶々とした。そして判決当日。

裁判所はあっさりと、求刑1年に対して懲役7月の実刑の判決を下した。判決も2頁程度のごく短いものであった。判決後、待合室で、被告人は泣きじゃ

くりながら、私に向かって「どうしたらいい？ どうしたらいいか教えて」ととどたどしい日本語で尋ね続けた。私は何も答えられなかった。すぐく無念だった。無力だった。結局どうにもできなかった、そんなむなしさと罪悪感が私を押し潰した。

だがその後、一審の裁判を被告人とともに歩んできた過程が決して無駄ではなかったことを、私は知ることになる。私たちは刑事弁護を通じて被告人の人生の一部にしか触れられないが、その一部は人生全体につながっている。

被告人は控訴した。そして、控訴後も変わらず頑張り続けた。被告人の表情に灯った「意志」が消えることはなかった。被告人はその後、新たに昼に事務職、夜に飲食業のアルバイトを行って、睡眠を削って生活費を自ら稼ぎ、生活保護の受給をやめた。また自らの稼いだ給料で贖罪寄付も行った。控訴審では、被告人は運よく心ある弁護人（坂根真也弁護士・2005年度新人賞優秀賞受賞者）と出会い、公判期日は私も傍聴席から見守った。結局、一審判決後の被告人の頑張りが評価され、一審判決は破棄され懲役1年執行猶予5年の再度の執行猶予判決となった。

判決後すぐに携帯電話に連絡があった。折しも弁護士登録からちょうど1年が経った日であり、より被疑者・被告人に近い場所に立ちたいと赴任を決めた法テラス埼玉の開所式の中であった。私は会場から抜け出し、エレベーターホールの隅で笑いながら泣いた。「再度の執行猶予」、その言葉を嘔みしめると、次々と涙が溢れた。

その後、挨拶に来てくれた被告人の顔は、晴れ晴れととても嬉しそうで、最初に会った時とは別人のようであった。

私はこの事件を通じて、人の伸びていこうとする力強さ、逞しさ、そしてそれを信頼することの大切さを教えられた。私はこのことを、刑事弁護の原点としていつまでも忘れまい。

(たにぐち・もとき)